

## 退職者医療制度について

◎五十九年十月一日から年金受給者を対象として

国民健康保険の加入者で長い間、

会社や役所に勤め年金を受けてい

る人とその家族は、七十歳からの

老人保健になるまで、退職者医療

制度という新しい制度でお医者さ

んに掛かるようになりました。

◎未届けの方は早く届け出を

退職被保険者の資格は、年金証

書等が手もとに届いた日の翌日

(年齢等を理由に給付停止を受け

ている人は、その停止するべき事

由が消滅した日の翌日)から十四

日以内に届け出をしなければなら

ないことになっていますので、未

届けの方は早めに届け出してください。

◎退職被保険者となる人

国保の被保険者で、次の被用者

年金各法に基づく老齢または退職

を支給の理由とする年金の受給権

者(通算老齢「退職」年金の受給

権者については、加入期間が二十

年以上または四十歳以降十年以上

の者となっています。

※老人保健制度の対象となる人は除かれます。

(条件となる年金制度)

①厚生年金保険法②船員保険法③

恩給法④国家公務員等共済組合法

⑤地方公務員等共済組合法⑥私立

学校職員組合法⑦農林漁業団体職

員組合法

◎扶養家族の届け出

被扶養者は、国保の加入者で退

職被保険者と生活を共にして、主に

退職被保険者の収入で生計を維持

している方です。この被扶養者認

定の範囲は、健康保険の被保険者

の取り扱いに準ずることとなつて

いますので、該当者は早めに申し

出てください。

◎給付状況は

退職被保険者本人の医療費の二

割、その扶養家族は入院は医療費

の二割、外来は医療費の三割とな

っています。特に扶養家族の場合、

外來ですと一般の国保の被保険者

と給付状況は変わりませんが、入

院の場合は給付率が異なりますの

で、万に備え早めに確定な認定

を受けるようになります。

◎資格の発生

退職被保険者となる日は、年金

はだれなのか、所得状況等を検討

され至急お問い合わせください。

【市民課国保係】

第156回当選者発表(敬称略)

(応募総数36通)

■当選者(5人)

牧本静岡市  
黒木真理(後免町)  
高村克也(國分)  
山地真一(物部)  
福井秀香(里改田)

◎退職被保険者等証明書について

保険証が交付できず、前記証明書

の形態をとっていますが、六十年

四月からは新保険証の中で明記さ

れると思われますので、今しばらく

の辛抱をお願いします。

◎診察の受け方

「国保の被保険者証」と「退職

被保険者証明書」を必ず医療機関

の窓口に提出してください。十月

診療分について、医療機関等から

診療費の請求を受けましたが「退

職被保険者証明書」を見せていな

いばかりに、制度が生かされてい

ない状況が多く見受けられました。

◎保険税

退職被保険者の保険料は、一般

国保被保険者の算定方式に準じて

行われ世帯単位に課税されます。

一つの世帯に一般の被保険者と退

職被保険者がいる場合は、両方の

合算額を世帯主に課税します。

●

被扶養者として認定を受けていない方は至急係まで申し出してください。

◎退職被保険者等証明書について

保険証が交付できず、前記証明書

の形態をとっていますが、六十年

四月からは新保険証の中で明記さ

れると思われますので、今しばらく

の辛抱をお願いします。

◎保険税

退職被保険者の保険料は、一般

国保被保険者の算定方式に準じて

行われ世帯単位に課税されます。

一つの世帯に一般の被保険者と退

職被保険者がいる場合は、両方の

合算額を世帯主に課税します。

●

